

「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」

の一部改正（案）に対する意見

2014年8月30日

東京税財政研究センター

理事長 永沢晃

東京都新宿区百人町 1-16-18

センチュリービル 2F

表題についての意見公募がありましたので、意見を申し上げます。

記

1 処分対象を「違反行為」から「不正行為」に拡張すべきではない

改正案のⅠ総則の第1「量定の判断要素及び範囲」において、量定判断を「Ⅱに定める違反行為ごと」から「Ⅱに定める不正行為ごと」に改めるとされているが、税理士法に基づく懲戒処分についての考え方として、「違反行為」ではなく「不正行為」とするのは、処分対象行為の範囲拡大につながりかねず、この改正はすべきではない。

したがって、改正案すべての「不正行為」の規定は、現行規定の「違反行為」又は「行為」に戻すべきである。

2 使用人等の監督義務を二重に処罰対象とすべきでない

改正案の総則Ⅰの第2「税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用人等である税理士等に対する懲戒処分」規定の新設は、税理士法の解釈として税理士の責任を過大に求めるものであり、法改正に基づかずに処分対象行為を拡大しようとするものであるから、全文削除すべきである。加えて、「使用人等が不正行為を行った場合」という不確定概念をもって量定を行うのは税理士の権利を侵害しかねない。しかも「使用人等」として、行為者を使用者以外にもみだりに拡張することは、税理士業務を制限し、その活動を制約しかねない。また、現行規定が税理士法人にのみ課している「内部規律、内部管理の内容」について、税理士一般にも拡大して、「内部規律や内部管理体制の不備があること等」の事由を「過失によりその不正行為を行ったもの」として処分対象とするのは、使用者税理士等に過度な責任を負わせるものであり、認めることはできない。監督責任が及ぶ使用人の行為については使用者等が就業規則で対応できるものであり、ましてや使用人以外の行為の責任まで問うのは行き過ぎである。もともと、税理士法41条の2が、使用人等に対する監

督義務を規定しているから二重加罰となり、加えて、使用人に対する監督は税理士会の内部自治に属する問題である（税理士法 49 条の 2 第 2 項 8 号）から、当該規定の新設は不要であり、削除すべきである。

3 量定バランスが悪い

改正案のⅡ「量定の考え方」の第 1「税理士に対する量定」の 2 (2) ロ、及び第 2「税理士法人に対する量定」の 1 (2) ロの「多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ」の量定が、改正前「6 月以内の税理士業務の停止」から「2 年以内の税理士業務の停止」に改正税理士法規定の上限の量定に改正するのは、例えば、「業務け怠」が 6 月を 1 年とする改正案とされているのに比しバランスが悪い。「多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ」の場合の量定を最高までとすべき新たな事情は認めがたいから、1 年の量定とすべきである。

4 「調査妨害」の範囲を拡大してはならない

改正案のⅡ「量定の考え方」の第 1「税理士に対する量定」の 2 (2) ハの「調査妨害」の意義について、現行規定の「検査を妨げる行為等をしたとき」を「調査を妨げる行為をすることをいう」に改正し、さらに、「妨害行為」を「行為」に改める案が示されているが、「検査」を「調査」に改ためるのは、妨害対象を拡大する意図が見て取れる。また、「したとき」を「すること」と変更することが、例えば、調査中に何らの指摘がないまま、調査後において調査妨害だとして懲戒処分を行うことができることになるなら、税理士の代理権行使の法的安定性が損なわれかねない。さらに、「妨害行為」を「行為」と改めることは、「調査妨害」の適用範囲を拡張することになりかねないから、現行通りとすべきである。

5 法改正がないのに会費滞納を罰してはならない

改正案のⅡ「量定の考え方」の第 1「税理士に対する量定」の 2 (2) ヘ、及び第 2「税理士法人に対する量定」の 1 (2) ハの「税理士会の会費の滞納」を、戒告処分とする規定を新設するとしているが、平成 26 年度税制改正の大綱（閣議決定）には、確かに「会費滞納者に対する処分の明確化」が記述されていたが、税理士法の当該改正は行われていない。したがって、新しい行政罰を財務省告示をもって新設することは認められない。当該規定は削除すべきである。

6 「その他反職業倫理的行為」の解釈は限定すべき

現行規定にも存在するものであるが、この行為に関しては依頼者に対してのものに限定すべきである。政治的、政策的、学問的な主義主張が、「反職業的倫理的行為」とみなされてはならないからである。そのことを明らかにしておくべきである。

以上